

2024年度 法科大学院

第4期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

最高裁判所が昭和62年3月3日に上告審として判決（最高裁判所昭和62年3月3日第三小法廷判決・最高裁判所刑事判例集第41巻第2号15頁参照）を下したある事件を参考にしたつぎの文章を読んで、あとに掲げる【資料】も参照しながら、設問に答えなさい。

（なお、問題となった条例の条文や事件の内容等に関しては、改変又は脚色したところもある。また、【資料】も含め、条文は算用数字で示している〔「号」の表記は除く〕。）

A県屋外広告物条例（以下、後掲【資料】の表示を除き、「本条例」という。）では「街路樹、路傍樹」への広告物の表示等が禁止され、その違反に対しては罰則が定められていた。

19××年○月△日の深夜、Yは、A県B市の商店街の中心にある街路樹2本に、C政党の演説会開催の告知宣伝を内容とするプラカード式ポスター（縦約40センチメートル、横約30センチメートルのポスターを、縦約42センチメートル、横32センチメートルのベニヤ板に貼付して角材に釘付けしたもの。以下「本件プラカード式ポスター」という。）各1枚を針金でくくりつけようとしていた。防犯夜警中の警察官Dは、Yのこの行為を現認し、「そこは県の条例で違反ですよ。あなたの住所と名前を教えてください。」とYに職務質問をした。しかしYは、これを無視して本件プラカード式ポスターを街路樹にくくりつけて、そのまま立ち去ろうとしたので、Yは本条例違反の罪で現行犯逮捕され、起訴された。

本件プラカード式ポスターの街路樹へのくくりつけに用いられた針金は細いもので、街路樹を物理的に毀損するものではなく、くくりつけ方も、針金を簡単に解くことができるようなものであった。本件プラカード式ポスターは、それがくくりつけられた街路樹に比べて不釣り合いに大きいものではなく、貼付されたポスターも控えめな色彩で印刷されていた。また本件プラカード式ポスターは、そこで告知宣伝されていた演説会終了後は、すみやかに回収することが予定されていた。

【資料】 A県屋外広告物条例（一部抜粋）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物（以下広告物という。）について、必要な規制を定めることを目的とする。

～中略～

第4条第1項 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

～中略～

三 街路樹、路傍樹

～中略～

第33条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

一 第3条から第5条までの規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置した者

～以下略～

設問

あなたがYの弁護人であるとして、本刑事事件の裁判において無罪を主張するために、どのような憲法上の主張を行うか、述べなさい。